一般管理費等の拡充申請にあたっての確認事項

　申請団体は，Ｎ連事業において認められる一般管理費等の上限を１０％とすることを申請するにあたり，以下の１～７が確保されていることを確認します。拡充から３年後に行われる外務省による検証に際して１に該当しないと確認された場合，または２以下の複数の事由につき該当しないと確認された場合には上限を５％に引き下げ，３年間は再度の拡充を申請できないことを確認します。

※申請書に別添する申請団体概要で同意を確認。

さらに申請団体は，一般管理費等の上限を１５％とすることを申請するにあたり，２～７に加えて，８～１１が確保されていることを確認します。拡充から３年後に行われる外務省による検証に際して，８～１１の事由に該当しないと確認された場合は上限は１０％に，さらに１の事由に該当しないと確認された場合，または２～７までの複数の事由につき該当しないと確認された場合には上限は５％になり，３年間は再度の拡充を申請できないことを確認します。

なお，拡充から３年後に行われる検証の前であっても，日本ＮＧＯ連携無償資金協力申請の手引に反する悪質な行為等が発覚した場合には，一般管理費等の拡充の適用期間内であっても直ちに拡充の承認が取り消されることとなることを確認します。

【一般管理費等の比率の上限１０％適用要件】

１．一般管理費等の１０％への拡充導入後３年間の政府資金以外の収入の平均が，導入以前の３年間の平均よりも拡大する。

２．「役務の提供等」における全省庁統一の競争契約参加資格を有している。

３．過去に国際協力の重点課題に該当するＮ連事業実績を有している。

４．過去３年間にＮ連契約上の違反行為等がない。

５．事業終了後３か月以内に提出すべき適切な内容の完了報告書を，遅延なく提出する。

６．上記５の事業の完了報告に際し，特に一般管理費等の使途について，所定の様式により適切に報告する。

７．一般管理費等の拡充の適用の次年度以降に提出する申請団体概要において，過去１年間で一般管理費等の拡充により達成することができた内容について所定の様式により適切に報告する。

【一般管理費等の比率の上限１５％適用要件】（上記２～７に加えて）

８．過去３年間の政府資金以外の収入が経常収益に占める比率の平均が５０％以上となっている。

９．一般管理費等の比率の上限１５％への拡充導入後３年間の一般管理費拡充による増加分の金額以上に，３年間の政府資金以外の収入が拡大する。

１０．過去３年間の内，２年間以上は国際協力の重点課題に該当するＮ連事業実績を有している。

１１．公益財団・社団法人または認定ＮＰＯ法人の資格を有している。

なお，万が一にも事業資金が適正に使用されなかったことが明らかになった場合には，外務省がＮ連事業の契約を解除する権利を留保すること，そして，契約が解除された場合，申請団体はこれまでに当該事業にあたり供与された一般管理費等を含む供与資金を全額返還することを確認します。